

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例	1
○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	6
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	8
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第 11 号議案関係)	9
○ 舞鶴市旅費条例	13
○ 舞鶴市消防団条例	22
○ 舞鶴市固定資産評価審査委員会条例	24
○ 舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例	25
○ 舞鶴市実費弁償条例	28
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第 12 号議案関係)	29
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例	30
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例	31
○ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例	32

○ 舞鶴市火災予防条例	35
○ 舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	43
○ 舞鶴市行政手続条例	46
○ 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例	48
○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	49
○ 舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例	55
○ 舞鶴市農業公園条例	56
○ 舞鶴市国民健康保険条例	58
○ 舞鶴市病院事業の設置等に関する条例	78
○ 舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例	79
○ 舞鶴市介護保険条例	81
○ 舞鶴市印鑑条例	87
○ 舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	89

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当</u>をいう。第25条において同じ。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>第7条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用</u></p>

旧	新
<p>(地域手当)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため<u>自転車その他</u>の交通の用具で規則で定めるもの</p>	<p><u>短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第17条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。))が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 第2種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため<u>自動車その他</u>の交通の用具で規則で定めるもの</p>

旧	新
<p>(以下「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「<u>運賃相当額</u>」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額)(その額が<u>55,000円</u>を超えるときは<u>55,000円</u>)</p>	<p>(以下「<u>自動車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「<u>運賃相当額</u>」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が<u>66,400円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>66,400円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が<u>66,400円</u>を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>66,400円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める額(<u>第18条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定め</p>

旧	新
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3</u> 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(<u>自転車等</u>に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p>	<p>る額)(その額が<u>66,400円</u>を超えるときは<u>66,400円</u>)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が<u>66,400円</u>を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>66,400円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3</u> <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月</u>)の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(<u>自動車等及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p>

旧	新
<p><u>6</u> (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,500円(宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては6,750円)</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><u>第18条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、<u>これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 諸手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、管理職手当、管理職特別勤務手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第14条 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して、<u>初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 諸手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、管理職手当、管理職特別勤務手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第5条の3 住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給することができる。</u></p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第14条 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p><u>第14条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>

旧	新
<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4条、第4条の3、<u>第14条及び第15条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4条、第4条の3<u>及び第14条から第15条まで</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給与条例の規定の適用除外)</p> <p>第8条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第7条の3まで、第10条から第13条まで及び第17条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(給与条例の規定の適用除外)</p> <p>第8条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第7条の4まで、第10条から第13条まで及び第17条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表(第11号議案関係)

旧	新
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第4条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)</u>第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第4条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、<u>第2種初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>第2種初任給調整手当</u>)</p> <p>第9条の2 <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)</u>第7条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「<u>第4条第2項</u>」とあるのは「<u>舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第3項</u>」と、「<u>並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項</u>」とあるのは「<u>及び同条例第8条</u>」と、「<u>額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)</u>」とあるのは「<u>額</u>」と、「<u>第17条の2</u>」とあるのは「<u>同条例第9条の3において準用する第17条の2</u>」と、「<u>勤務時間条例第2条第1項</u>」とあるのは「<u>舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第17号)第3条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の3 <u>給与条例第17条の2</u>の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>(<u>在宅勤務等手当</u>)</p> <p>第10条の2 <u>給与条例第18条の3</u>の規定は、フルタイム会計年度任用職</p>

旧	新
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第7条及び第8条の規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p><u>員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び第2種初任給調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第7条及び第8条の規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p><u>第20条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)</u>が、給与条例第7条の4第1項に規定する基準額(以下この条において「基準</p>

旧	新
<p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 <u>パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)</u>を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額(時間額により報酬を定め</p>	<p>額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。</p> <p>(1) <u>月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額</u></p> <p>(2) <u>日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額</u></p> <p>(3) <u>時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額(在宅勤務等に係る報酬)</u></p> <p>第21条の2 <u>住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)</u>の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、在宅勤務等に係る報酬を支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する在宅勤務等に係る報酬については、給与条例第18条の3の規定により支給する在宅勤務等手当の例によるものとする。</u></p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 <u>正規の勤務時間</u>を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額(時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該時間額。以下この条及び第25条にお</p>

旧	新
<p>られているパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該時間額。以下この条及び第25条において同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p>	<p>いて同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の月額(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 報酬の日額(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市旅費条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義) 第1条の2 (略)</p> <p><u>(市外出張)</u> 第2条 職員が職務のため市外に旅行したときは、別表に定める区分により旅費を支給する。 2 前項の旅費のほか、移転料、着後手当及び家族移転料については、市長が別に定めるところによりこれを支給することができる。</p> <p><u>(公用車による市外出張)</u> 第3条 職員が職務のため公用の自動車により市外に旅行したときは、別表に定める旅行雑費及び宿泊料を支給する。</p>	<p>(定義) 第1条の2 (略)</p> <p>2 この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その勤務公署(常時勤務する勤務公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。</u></p> <p>3 この条例において「赴任」とは、新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。</p> <p><u>(旅費の支給)</u> 第2条 職員が出張又は赴任をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任にあつては、市長が特に必要と認める場合に限る。</p> <p><u>(旅費の計算)</u> 第3条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第11条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>(鉄道賃)</u> 第4条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第</p>

旧	新
	<p><u>76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第7条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u>  (2) <u>急行料金</u>  (3) <u>寝台料金</u>  (4) <u>座席指定料金</u>  (5) <u>特別車両料金(第1条の2第1号に掲げる職員(以下「市長等」という。)に限る。)</u>  (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第5条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第7条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u>  (2) <u>寝台料金</u>  (3) <u>座席指定料金</u>  (4) <u>特別船室料金(市長等に限る。)</u>  (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船</u></p>

旧	新
	<p><u>舶により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第6条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 座席指定料金</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第7条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料</u></p>

旧	新
<p>(外国出張)</p> <p><u>第4条 職員が職務のため外国に旅行する場合の旅費額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及びその附属法規を準用し、その支給等級は、別に市長が定める。</u></p> <p>(市内出張)</p> <p><u>第5条 職員が職務のため市内に旅行したときは、その実情により市</u></p>	<p><u>その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第8条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第9条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第4条から第7条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第10条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>(転居費等)</u></p> <p><u>第11条 転居費、着後滞在費及び家族移転費については、市長が別に定めるところによりこれを支給することができる。</u></p> <p><u>(外国出張等)</u></p> <p><u>第12条 第3条から前条までの規定にかかわらず、職員が外国に出張又は赴任をする場合の旅費の計算については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及びこれに基づく命令(以下「国家公務員旅費法等」という。)の規定の例による。</u></p> <p>(削除)</p>

旧		新													
<p><u>長が別に定める旅費を支給する。</u></p> <p>(帰郷旅費)</p> <p><u>第6条</u> 職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項及び第64条の規定に該当し、帰郷する場合においては、<u>第2条の規定による前職相当の旅費額</u>の範囲内において現に必要とする旅費を支給する。</p> <p>(関係法規)</p> <p><u>第7条</u> 第4条及び第5条の規定による旅費を除き、旅費の<u>支給方法</u>については、<u>この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律及びその附属法規の例による。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行及び<u>特定区域</u>に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p><u>3 特別車両料金及び特別船室料金は、別表第1項第5号及び第3項第5号の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。</u></p> <p><u>別表(第2条、第3条関係)</u></p> <p>旅費額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅費等級</th> <th>区分</th> <th>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</th> <th>旅行雑費</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等</td> <td>市長、副市長及び教育長</td> <td>下記による</td> <td>下記による額</td> <td>円 14,000</td> <td>円 2,200</td> </tr> </tbody> </table>		旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	1等	市長、副市長及び教育長	下記による	下記による額	円 14,000	円 2,200	<p>(帰郷旅費)</p> <p><u>第13条</u> 職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項及び第64条の規定に該当し、帰郷する場合においては、<u>この条例の規定による旅費</u>の範囲内において現に必要とする旅費を支給する。</p> <p>(関係法規)</p> <p><u>第14条</u> この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、旅費の<u>支給</u>については、<u>国家公務員旅費法等の規定の例による。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	
旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)										
1等	市長、副市長及び教育長	下記による	下記による額	円 14,000	円 2,200										

旧					新	
		賃 及 び 料 金				
2等	行政職給料表の8級及び7級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	13,000	1,900	
3等	行政職給料表の6級、5級、4級及び3級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	12,000	1,600	
4等	行政職給料表の2級及び1級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	11,000	1,400	
(鉄道賃)						
1 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。						
(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃						
(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃						
(3) 普通急行料金を徴する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する普通急行料金						
(4) 特別急行料金を徴する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの場合には、第1号又は第2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する特別急行料金。ただし、前号に該当する場						

旧	新
<p>合を除く。</p> <p>(5) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び第3号又は前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金。ただし、片道150キロメートル未満の旅行の場合には、支給しない。</p> <p>(6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座席指定料金を徴する客車を運行する線路で旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号又は第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金。ただし、全ての客車において座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、特命によることなく、座席指定料金を支給する。</p> <p>2 公務上特別の必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、特命により急行料金又は特別車両料金を支給することができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この項において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 旅費等級が1等である者及び2等である者については、上級の運賃</p> <p>イ 旅費等級が3等以下である者については、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>	

旧	新
<p>(4) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p> <p>(6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 (航空賃)</p> <p>4 航空賃の額は、公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、航空旅行をする場合に現に支払った旅客運賃による。 (車賃)</p> <p>5 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。 (旅行雑費)</p> <p>6 旅行雑費の額は、旅行に伴う雑費のうち規則で定めるものの実費額による。 (宿泊料の特例)</p> <p>7 研修、講習、訓練又は連絡その他これらに類する用務のため引き続き同一区域内に滞在する場合における宿泊料の額は、この表に定める宿泊料の定額の範囲内において規則で定める額とする。 (食卓料)</p> <p>8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行において、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p>	<p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧	新												
<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表第1</u>に定める年額報酬、出勤報酬及び機械整備報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行する場合は、<u>舞鶴市の常勤の職員</u>の例により費用弁償として旅費を支給する。<u>この場合において、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)別表の旅費等級の適用については、別表第2に定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該旅行が応援出勤等で団体で旅行するものにあつては、その実情をしんしゃくして同項の規定により<u>算定した旅費額</u>を減額することができる。</p> <p><u>別表第1(第12条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別表第2(第14条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級</th> <th style="text-align: center;">適用等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td rowspan="2">舞鶴市旅費条例別表の2等の等級</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td rowspan="2">舞鶴市旅費条例別表の3等の等級</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td rowspan="3">舞鶴市旅費条例別表の4等の等級</td> </tr> <tr> <td>班長</td> </tr> <tr> <td>団員</td> </tr> </tbody> </table>	階級	適用等級	団長	舞鶴市旅費条例別表の2等の等級	副団長	分団長	舞鶴市旅費条例別表の3等の等級	副分団長	部長	舞鶴市旅費条例別表の4等の等級	班長	団員	<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表</u>に定める年額報酬、出勤報酬及び機械整備報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行する場合は、<u>舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)</u>の例により費用弁償として旅費を支給する。<u>この場合において、団員は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該旅行が応援出勤等で団体で旅行するものにあつては、その実情をしんしゃくして同項の規定により<u>計算した旅費の額</u>を減額することができる。</p> <p><u>別表(第12条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>
階級	適用等級												
団長	舞鶴市旅費条例別表の2等の等級												
副団長													
分団長	舞鶴市旅費条例別表の3等の等級												
副分団長													
部長	舞鶴市旅費条例別表の4等の等級												
班長													
団員													
	改正附則												

旧	新
	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例旧新対照表

旧	新
<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)に定める2等級の旅費を支給するものとする。</p>	<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例により旅費を支給するものとする。<u>この場合において、当該関係者は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧	新																																																						
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例による。</p> <p>3 <u>前項の場合において、市外旅行に係る旅費の等級は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> <th>旅費等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額96,000円</td> <td rowspan="13">1等</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>同 284,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>同 45,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>同 37,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>同 33,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td>日額22,700円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td>同 22,200円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長</td> <td>年額252,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長職務代理者</td> <td>同 242,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会委員</td> <td>同 210,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>日額11,900円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>同 11,900円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	旅費等級	教育委員会委員	月額96,000円	1等	代表監査委員	同 284,000円	監査委員	同 45,000円	選挙管理委員会委員長	同 37,000円	選挙管理委員会委員	同 33,000円	公平委員会委員長	日額22,700円	公平委員会委員	同 22,200円	農業委員会会長	年額252,000円	農業委員会会長職務代理者	同 242,000円	農業委員会委員	同 210,000円	固定資産評価員	日額11,900円	固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例による。<u>この場合において、別表の教育委員会委員の項から固定資産評価審査委員会委員の項までに掲げる職員及び任命権者が市長と協議して別に定める職員にあっては同条例第1条の2第1号に掲げる職員と、同表の教育委員会委員の項から固定資産評価審査委員会委員の項までに掲げる職員及び任命権者が市長と協議して別に定める職員以外の職員にあっては同号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額96,000円</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>同 284,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>同 45,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>同 37,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>同 33,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td>日額22,700円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td>同 22,200円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長</td> <td>年額252,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長職務代理者</td> <td>同 242,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会委員</td> <td>同 210,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>日額11,900円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>同 11,900円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	教育委員会委員	月額96,000円	代表監査委員	同 284,000円	監査委員	同 45,000円	選挙管理委員会委員長	同 37,000円	選挙管理委員会委員	同 33,000円	公平委員会委員長	日額22,700円	公平委員会委員	同 22,200円	農業委員会会長	年額252,000円	農業委員会会長職務代理者	同 242,000円	農業委員会委員	同 210,000円	固定資産評価員	日額11,900円	固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円
職名	報酬額	旅費等級																																																					
教育委員会委員	月額96,000円	1等																																																					
代表監査委員	同 284,000円																																																						
監査委員	同 45,000円																																																						
選挙管理委員会委員長	同 37,000円																																																						
選挙管理委員会委員	同 33,000円																																																						
公平委員会委員長	日額22,700円																																																						
公平委員会委員	同 22,200円																																																						
農業委員会会長	年額252,000円																																																						
農業委員会会長職務代理者	同 242,000円																																																						
農業委員会委員	同 210,000円																																																						
固定資産評価員	日額11,900円																																																						
固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円																																																						
職名	報酬額																																																						
教育委員会委員	月額96,000円																																																						
代表監査委員	同 284,000円																																																						
監査委員	同 45,000円																																																						
選挙管理委員会委員長	同 37,000円																																																						
選挙管理委員会委員	同 33,000円																																																						
公平委員会委員長	日額22,700円																																																						
公平委員会委員	同 22,200円																																																						
農業委員会会長	年額252,000円																																																						
農業委員会会長職務代理者	同 242,000円																																																						
農業委員会委員	同 210,000円																																																						
固定資産評価員	日額11,900円																																																						
固定資産評価審査委員会委員	同 11,900円																																																						

旧			新		
臨時補充選挙管理委員	同 10,800円	規則で定める等級	臨時補充選挙管理委員	同 10,800円	
投票所の投票管理者	同 14,500円		投票所の投票管理者	同 14,500円	
投票所の投票立会人	同 12,400円		投票所の投票立会人	同 12,400円	
期日前投票所の投票管理者	同 12,800円		期日前投票所の投票管理者	同 12,800円	
期日前投票所の投票立会人	同 10,900円		期日前投票所の投票立会人	同 10,900円	
開票管理者	同 12,200円		開票管理者	同 12,200円	
開票立会人	同 10,100円		開票立会人	同 10,100円	
選挙長	同 12,200円		選挙長	同 12,200円	
選挙立会人	同 10,100円		選挙立会人	同 10,100円	
附属機関の構成員	日額22,700円以内 で規則で定める額		附属機関の構成員	日額22,700円以内 で規則で定める額	
法令等により設けられた委員	日額又は年額とし て別に規則で定め る額		法令等により設けられた委員	日額又は年額とし て別に規則で定め る額	
顧問、参与、調査員、嘱託員及び これらの者に準ずる者	日額として別に規 則で定める額		顧問、参与、調査員、嘱託員及び これらの者に準ずる者	日額として別に規 則で定める額	
備考			備考		
<p>1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。</p> <p>2 開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日から</p>			<p>1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。</p> <p>2 開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日から</p>		

旧	新
<p>その翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。</p>	<p>その翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市実費弁償条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定等に基づき、市議会等に<u>出頭又は参加した者</u>の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第4条 旅費は、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例(<u>旅費等級は、2等級とする。</u>)による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定等に基づき、市議会等に<u>出頭し、又は参加した者</u>の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第4条 旅費は、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例による。<u>この場合において、市議会等に出頭し、又は参加した者は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、旅費の額を計算するものとする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
<p>(出張に係る費用弁償)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する出張に係る費用弁償については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の適用を受ける職員の旅費の例によるものとし、その旅費等級は、規則で定める。</p>	<p>(出張に係る費用弁償)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する出張に係る費用弁償については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例による。<u>この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員以外の職員とみなして、出張に係る費用弁償の額を計算するものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3から7まで (略)</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1から12まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</p>	<p>附 則 1から12まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1から5まで (略) (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</p>	<p>附 則 1から5まで (略) (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支給する期末手当</u>に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例旧新対照表

旧	新
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他の生計の<u>道</u>がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他の生計の<u>途</u>がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) (略)</u></p>

旧				新			
(3) (略)				(2) (略)			
(4) (略)				(3) (略)			
(5) (略)				(4) (略)			
(6) (略)				(5) (略)			
4 (略)				4 (略)			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>
備考				備考			
1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。				1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。			
2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。				2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。			
				改正附則			
				(施行期日)			
				1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。			

旧	新
	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧	新
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に<sup>しよ</sup>遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離</p> <p>(2)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあっては、その上部に不燃性の<sup>が</sup>天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に<sup>しよ</sup>遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離</p> <p>(2)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあっては、その上部に不燃性の<sup>が</sup>天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火</p>

旧	新																																				
<p>災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な<u>遮へい</u>を設けること。</p> <p>(12)から(16)まで (略)</p> <p>(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。</p> <p>ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。</p> <p>イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。</p> <p>ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な<u>遮へい</u>を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>エ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。</p>	<p>災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な<u>遮蔽</u>を設けること。</p> <p>(12)から(16)まで (略)</p> <p>(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。</p> <p>ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。</p> <p>イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。</p> <p>ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な<u>遮蔽</u>を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>エ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タンクの容量</th> <th style="text-align: center;">板厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5リットル以下</td> <td>0.6ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>5リットルを超え 20リットル以下</td> <td>0.8ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>20リットルを超え 40リットル以下</td> <td>1.0ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>40リットルを超え 100リットル以下</td> <td>1.2ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>100リットルを超え 250リットル以下</td> <td>1.6ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>250リットルを超え 500リットル以下</td> <td>2.0ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>500リットルを超え 1,000リットル以下</td> <td>2.3ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>1,000リットルを超え 2,000リットル以下</td> <td>2.6ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	タンクの容量	板厚	5リットル以下	0.6ミリメートル以上	5リットルを超え 20リットル以下	0.8ミリメートル以上	20リットルを超え 40リットル以下	1.0ミリメートル以上	40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上	100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上	250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上	500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上	1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タンクの容量</th> <th style="text-align: center;">板厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5リットル以下</td> <td>0.6ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>5リットルを超え 20リットル以下</td> <td>0.8ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>20リットルを超え 40リットル以下</td> <td>1.0ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>40リットルを超え 100リットル以下</td> <td>1.2ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>100リットルを超え 250リットル以下</td> <td>1.6ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>250リットルを超え 500リットル以下</td> <td>2.0ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>500リットルを超え 1,000リットル以下</td> <td>2.3ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>1,000リットルを超え 2,000リットル以下</td> <td>2.6ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	タンクの容量	板厚	5リットル以下	0.6ミリメートル以上	5リットルを超え 20リットル以下	0.8ミリメートル以上	20リットルを超え 40リットル以下	1.0ミリメートル以上	40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上	100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上	250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上	500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上	1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
タンクの容量	板厚																																				
5リットル以下	0.6ミリメートル以上																																				
5リットルを超え 20リットル以下	0.8ミリメートル以上																																				
20リットルを超え 40リットル以下	1.0ミリメートル以上																																				
40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上																																				
100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上																																				
250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上																																				
500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上																																				
1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上																																				
タンクの容量	板厚																																				
5リットル以下	0.6ミリメートル以上																																				
5リットルを超え 20リットル以下	0.8ミリメートル以上																																				
20リットルを超え 40リットル以下	1.0ミリメートル以上																																				
40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上																																				
100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上																																				
250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上																																				
500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上																																				
1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上																																				

旧		新	
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上	2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上
<p>オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること。</p> <p>カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。</p> <p>キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。</p> <p>ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。</p> <p>コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。</p> <p>サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が侵入しない構造とすること。</p> <p>シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。</p> <p>セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。</p> <p>(18)から(19)まで (略)</p>		<p>オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること。</p> <p>カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。</p> <p>キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。</p> <p>ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。</p> <p>コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。</p> <p>サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が侵入しない構造とすること。</p> <p>シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。</p> <p>ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。</p> <p>セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。</p> <p>(18)から(19)まで (略)</p>	

旧	新
<p>2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、<u>遮光</u>し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(ボイラー)</p> <p>第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の<u>遮熱材料</u>で有効に被覆すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、<u>遮光</u>し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(ボイラー)</p> <p>第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の<u>遮熱材料</u>で有効に被覆すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱</u></p>

旧	新
<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(舞台装置等の電気設備)</p> <p>第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。</p>	<p><u>源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)</u>及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 <u>一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(舞台装置等の電気設備)</p> <p>第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。</p>

旧	新
<p>ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。</p> <p>イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等<u>自動遮断</u>の措置を講ずること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを充填する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。</p> <p>ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。</p> <p>イ 操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を<u>遮断</u>して行うこと。</p> <p>エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。</p> <p>オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)から(12)まで (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 個体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火鉢にあつては、底部に、<u>遮熱</u>のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。</p>	<p>ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。</p> <p>イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等<u>自動遮断</u>の措置を講ずること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを充填する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。</p> <p>ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。</p> <p>イ 操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を<u>遮断</u>して行うこと。</p> <p>エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。</p> <p>オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)から(12)まで (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 個体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火鉢にあつては、底部に、<u>遮熱</u>のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。</p>

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による<sup>しよ</sup>遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4及び5 (略) (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による<u>遮熱</u>又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4及び5 (略) (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備</u>(個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p>

旧	新
(7)の2から(15)まで (略)	(7)の2から(15)まで (略) 改正附則 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(契約の指定)</u></p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「<u>選挙運動用ビラ</u>」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</u></p> <p>第6条 <u>候補者は、第8条に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)</u></p> <p>第7条 <u>前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</u></p> <p>第8条 <u>舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のもの</u></p>

旧	新
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p><u>第6条</u> 候補者は、<u>第8条</u>に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><u>第8条</u> 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、<u>第6条後段</u>において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの</p>	<p><u>ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</u>を乗じて得た金額を、<u>第6条後段</u>において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p><u>第9条</u> 候補者は、<u>第11条</u>に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><u>第11条</u> 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、<u>第9条後段</u>において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスター</p>

旧	新
<p>作成を業とする者に対して支払う。            (委任)  <u>第9条</u> (略)</p>	<p>の作成を業とする者に対して支払う。            (委任)  <u>第12条</u> (略)            改正附則            (施行期日)            1 この条例は、公布の日から施行する。            (適用区分)            2 この条例による改正後の舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市行政手続条例旧新対照表

旧	新
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2から4まで (略)</p>

旧	新
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 生涯学習部</p> <p>ア 生涯学習に関すること。</p> <p>イ 文化に関すること。</p> <p><u>ウ</u> スポーツに関すること。</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 産業振興部</p> <p>ア 商業、工業及び観光に関すること。</p> <p>イ 雇用及び労働に関すること。</p> <p>ウ 地域の魅力向上及び移住・定住の促進に関すること。</p> <p>エ 貿易に関すること。</p> <p>オ 港湾に関すること。</p> <p><u>カ</u> <u>国際交流に関すること。</u></p> <p><u>キ</u> 農業、林業及び水産業並びに地域環境整備に関すること。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 生涯学習部</p> <p>ア 生涯学習に関すること。</p> <p>イ 文化に関すること。</p> <p><u>ウ</u> <u>国際交流に関すること。</u></p> <p><u>エ</u> スポーツに関すること。</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 産業振興部</p> <p>ア 商業、工業及び観光に関すること。</p> <p>イ 雇用及び労働に関すること。</p> <p>ウ 地域の魅力向上及び移住・定住の促進に関すること。</p> <p>エ 貿易に関すること。</p> <p>オ 港湾に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>カ</u> 農業、林業及び水産業並びに地域環境整備に関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧			新		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機 関	事務	特定個人情報	執行機 関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)による市民税の課税に関する事務の	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律
4 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			

旧		新	
	で定めるもの		
5	市長 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4	市長 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5	市長 老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務、後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に関する事務又は子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、舞鶴市市税条例その他の市税に関する法律等の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児
6	市長 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
7	市長 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
8	市長 老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者若しくは一人親	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律	

旧		新	
	家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務、後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務又は子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、舞鶴市市税条例その他の市税に関する法律等の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10	市	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10	市	介護保険法(平成9年法律第123号)による介護給付に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

旧		新	
長	年法律第84号)による改 良住宅の管理若しくは家 賃若しくは敷金の決定若 しくは変更又は収入超過 者に対する措置に関する 事務であって規則で定め るもの	残留邦人等支援給付等関係情報であ って規則で定めるもの	長 第123号)による保険給付 の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に 関する事務であって規則 で定めるもの
1.1 市 長	老人福祉法(昭和38年法 律第133号)による福祉の 措置に関する事務であつ て規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国 残留邦人等支援給付等関係情報であ って規則で定めるもの	1.1 市 長 健康増進法(平成14年法 律第103号)による健康増 進事業の実施に関する事 務であって規則で定める もの
1.2 市 長	老人福祉法による費用の 徴収に関する事務であつ て規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国 残留邦人等支援給付等関係情報であ って規則で定めるもの	1.2 市 長 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年 法律第123号)による自立 支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関 する事務であって規則で 定めるもの
1.3 市 長	母子保健法(昭和40年法 律第141号)による費用の 徴収に関する事務であつ て規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって 規則で定めるもの	1.3 市 長 身体障害者に対する医療 費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの
1.4 市 長	中国残留邦人等支援給付 等の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって 規則で定めるもの	1.4 市 長 身体障害者若しくは精神 障害者に対する障害福祉 サービス、自立支援医療 若しくは補装具の購入若 しくは修理に係るサービ スに要する経費の助成又
1.5 市 長	介護保険法(平成9年法律 第123号)による保険給付 の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に 関する事務であって規則 で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって 規則で定めるもの	1.5 市 長 介護保険法(平成9年法律 第123号)による保険給付 の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に 関する事務であって規則 で定めるもの
1.6 市	健康増進法(平成14年法	生活保護関係情報、外国人生活保	1.6 市 長 健康増進法(平成14年法

旧		新	
長	律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		は施設入所の知的障害者に対する医療に事務であって規則で定めるもの
17 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
18 市長	身体障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
19 市長	身体障害者若しくは精神障害者に対する障害福祉サービス、自立支援若しくは補装具の購入若しくは修理に係るサービスに要する経費の助成又は施設入所の知的障害者に対する医療に事務であって規則で定めるもの		
20 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・		

旧	新
<p>保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
	<p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(年次有給休暇)</p> <p><u>第13条 年次有給休暇は、労働基準法第39条(第6項から第8項までを除く。)</u>に定める基準により与える休暇とする。</p> <p>2 <u>年次有給休暇の請求権は、当該休暇が与えられた日から起算して2年間行わないときは、時効によって消滅する。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特別休暇のうち無給のものは、<u>子の看護</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p><u>第13条 年次有給休暇は、規則で定める要件を満たす会計年度任用職員に対して与える1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。</u></p> <p>2 <u>年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)</u>は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>3 <u>任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特別休暇のうち無給のものは、<u>公務上の負傷又は疾病のための療養</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市農業公園条例旧新対照表

旧		新		
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)		
施設区分	基準額	施設区分	基準額	
日帰り貸農園	1区画1年間につき 11,000円	日帰り貸農園	1区画1年間につき 11,000円	
コテージA型	義務教育就学前の者以外 の者が4人以下の宿泊	1棟1泊につき 22,000円	義務教育就学前の者以外 の者が4人以下の宿泊	1棟1泊につき 52,000円
	義務教育就学前の者以外 の者が5人以上の宿泊	1棟1泊につき 上記金 額に4人から1人増すご とに5,500円を加算し た額	義務教育就学前の者以外 の者が5人以上の宿泊	1棟1泊につき 上記金 額に4人から1人増すご とに5,500円を加算し た額
	4時間未満の休憩	1棟につき 5,500円	4時間未満の休憩	1棟につき 5,500円
	4時間以上の休憩	1棟につき 8,800円	4時間以上の休憩	1棟につき 8,800円
コテージB型	宿泊	1人1泊につき 11,000円	宿泊	1人1泊につき 13,000円
	4時間未満の休憩	1棟につき 5,500円	4時間未満の休憩	1棟につき 5,500円
	4時間以上の休憩	1棟につき 8,800円	4時間以上の休憩	1棟につき 8,800円
備考		備考		
<p>1 日帰り貸農園を利用する場合において、利用する期間が1年に満たないときは、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。</p> <p>2 コテージを利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。</p>		<p>1 日帰り貸農園を利用する場合において、利用する期間が1年に満たないときは、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。</p> <p>2 コテージを利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。</p>		
		改正附則		
		(施行期日)		
		1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。		

旧	新
	<p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる利用承認に係る利用料金について適用し、同日前に行われる利用承認に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(保険料の賦課額)</p> <p><u>第9条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した<u>介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。ただし、<u>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p><u>第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した<u>介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担</p>

旧	新
<p>金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、<u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</u>(以下「病床転換支援金等」という。)<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</u>(以下「病床転換支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u><u>並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

旧	新
<p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p>	<p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)<u>の額</u></p>

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護</p>

旧	新
<p>納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額</u>  <u>(第18条の2及び第18条の4から第18条の6までの規定により子ども・</u>  <u>子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ</u>  <u>の減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支</u>  <u>援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第</u>  <u>2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とす</u>  <u>る。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要す</u>  <u>る費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する</u>  <u>子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に</u>  <u>限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p><u>イ 第18条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金</u>  <u>賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額</u>  <u>することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定に</u>  <u>より交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に</u>  <u>要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付</u>  <u>けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費</u>  <u>用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費</u>  <u>納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の</u>  <u>3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ</u></p>

旧	新
	<p><u>る繰入金を除く。)の額</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第13条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第13条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案</u></p>

旧	新
<p>(保険料率の公示)</p> <p>第14条 市長は、第13条、第13条の6の6及び第13条の11に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p>	<p>して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(4) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第13条の17 第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p> <p>(保険料率の公示)</p> <p>第14条 市長は、第13条、第13条の6の6、<u>第13条の11及び第13条の16</u>に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p>

旧	新
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後において納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第13条の6の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特定対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の8の額又は第18条の2第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第18条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める<u>第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第18条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若し</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第17条 保険料の賦課期日後において納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条、<u>第13条の6の3若しくは第13条の14の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特定対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第13条の8の額又は第18条の2第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第18条の5第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第18条の6第1項に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若し</u></p>

旧	新
<p>くは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8の額又は第18条の2第1項各号に定める額、第18条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号に定める額、第18条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、当該納付義務が消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の</p>	<p>若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3、第13条の8若しくは第13条の14の額又は第18条の2第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の4第1項に定める額、同条第5項に定める額、第18条の5第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の6第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、当該納付義務が消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の</p>

旧	新
<p>適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得に</p>	<p>適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金</p>

旧	新
<p>ついて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、<u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者は、<u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数</u></p>	<p>等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び<u>第5項</u>において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>31万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗</u></p>

旧	新
<p><u>を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、<u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中「第13条第2項」と</p>	<p><u>じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>57万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中「第13条第2項」と</p>

旧	新
<p>あるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>あるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</p> <p>ア <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等</u></p>

旧	新
	<p style="text-align: center;"><u>割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u>  <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u>  <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u>  <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u>  <u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた</u></p>

旧	新
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第18条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定</p>	<p><u>金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</u>  <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u>  <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u>  <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u>  <u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第13条の16第2項及び第14条の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条の16第2項及び第14条の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第18条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、<u>第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び<u>同条第5項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の</u></p>

旧	新
<p>によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第13条の6の6の」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。</u></p>

旧	新
<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額において準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第13条の6の6の」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令<u>第29条の7第5項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする(<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の2</u>で定める場合には、出産の日。第23条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月</p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額において準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第13条の6の6の」と、「<u>第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p><u>8</u> <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第13条の16の」と、「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第5項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令<u>第29条の7第6項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)とする(<u>第6項</u>に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の3</u>で定める場合には、出産の日。第23条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月</p>

旧	新
<p>前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>	<p>前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>

旧	新
<p>基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p>	<p>基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)とする。</p>
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>
<p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中「<u>第13条第2項</u>」とあるのは「<u>第13条の6の6第2項</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>8</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「26万円」と、<u>「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u>、前項中「<u>第13条第2項</u>」とあるのは「<u>第13条の6の6第2項</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>8</u> <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第10条」とあるのは「<u>第13条の8</u>」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、<u>第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p><u>9</u> <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第10条」とあるのは「<u>第13条の8</u>」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、<u>「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u>、<u>第7項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</u></u></p>
	<p><u>10</u> <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第18条の2第1項各号」とあるのは「<u>第18条の2第5項各号</u>」</u>と、<u>第7項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」</u></u></p>

旧	新
	<p><u>と読み替えるものとする。</u>  <u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第18条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第18条の2第5項、第18条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第14条の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>改正附則  (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(経営の基本) 第2条 (略) 2及び3 (略)</p>	<p>(経営の基本) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 <u>加佐診療所に訪問看護ステーションを置き、次に掲げる事業を行うものとする。</u>  <u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護</u>  <u>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する指定訪問看護</u>  <u>(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護</u>                      改正附則                      (施行期日)                      1 この条例は、規則で定める日から施行する。                      2 (略)</p>

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 <u>病院等において診療又は診断書等の交付を受ける者</u>(以下「利用者」という。)は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額、<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額又は<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第1号、第48条第2項及び第51条の2第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(徴収方法)</p> <p>第4条 使用料及び手数料は、その都度徴収する。ただし、次の各号に掲げるものについては、後日徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入院料のうち前号に掲げるものを除き、利用者又はその扶養義務者が負担しなければならないもの</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 前項第2号から第4号までに掲げる使用料及び手数料で入院患者に係るものは、毎月末日に計算し、この日以後7日以内にこれを徴収する。ただし、計算期間の中途において退院する者に係るものについては、退院の際に計算し、これを徴収する。</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 <u>病院等を利用する者</u>(以下「利用者」という。)は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項、第85条の2第2項及び第88条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額、<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項、第75条第2項及び第78条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額又は<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第1号、第48条第2項、第51条の3第2項及び第53条第2項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(徴収方法)</p> <p>第4条 使用料及び手数料は、その都度徴収する。ただし、次の各号に掲げるものについては、後日徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入院料<u>及び訪問看護料</u>のうち前号に掲げるものを除き、利用者又はその扶養義務者が負担しなければならないもの</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 前項第2号から第4号までに掲げる使用料及び手数料で入院患者<u>及び訪問看護を利用する者</u>に係るものは、毎月末日に計算し、この日以後7日以内にこれを徴収する。ただし、計算期間の中途において退院する者に係るものについては、退院の際に計算し、これを徴収す</p>

旧	新
	る。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 2 (略)

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1から15まで (略)</p>	<p>附 則 1から15まで (略)</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p>16 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。)</u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入</u></p>

旧	新
	<p><u>金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p>17 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とする。</u></p> <p>18 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上</u></p>

旧	新
	<p><u>1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>19 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する</u></p>

旧	新
	<p><u>世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後</u></p>

旧	新
<p>(舞鶴市特別会計条例の一部改正)</p>	<p><u>の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>20 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>(舞鶴市特別会計条例の一部改正)</p>

旧	新
<p><u>16</u> (略) (舞鶴市介護認定審査会条例の廃止)</p>	<p><u>21</u> (略) (舞鶴市介護認定審査会条例の廃止)</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>22</u> (略) 改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について、当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び<u>当該登録申請者に係る被保険者証、各種年金証書その他の市長が適当と認める書類</u>を登録申請者に持参させる方法により行うものとする。</p> <p>3 第3条の規定による申請の際、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によって、当該申請者が本人であると認められるときは、前項の方法を省略することができる。</p> <p>(1) <u>運転免許証その他官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書</u>等で本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について、当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者に持参させる方法により行うものとする。</p> <p>3 第3条の規定による申請の際、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によって、当該申請者が本人であると認められるときは、前項の方法を省略することができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等で本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同</p>

旧	新
<p>条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>	<p>条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第5条第2項及び同条第3項第1号の改正規定 公布の日</p> <p>(2) 第13条第3項の改正規定 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日</p>

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条(法第30条の3において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p> <p>改正附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>